

## 声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟福岡高裁判決について

2025（令和7）年1月29日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟原告団

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団

いかんよ貧困・福岡

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、福岡高等裁判所民事第4部（松田典浩裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件において、各処分の違法性を認め取消するという原告ら勝訴の判決を言渡した。

本訴訟は、福岡県内の生活保護利用者118名（提訴時）が、福岡県及び各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判の控訴審である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、国家賠償まで認めた名古屋高等裁判所を含め地裁、高裁で19件もの勝訴判決が出されている。

本判決は、厚生労働大臣による生活保護基準の引下は裁量の逸脱・濫用があり違法であるとして、保護費引下げ処分を取消した。本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを裁量逸脱で違法とした。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障する勝訴判決である。

本判決が、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣の裁量を限定したことは、生活保護制度についての正しい理解に基づくものとして、高く評価することができ、本件各引下げ処分について、厚生労働大臣の裁量の逸脱・濫用があり違法と認定したことは、本件のみならず今後の保護基準の引下げについても一定の制限を課したものとして、極めて重要な意味を持つものである。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（最低限保障）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。

格差と貧困が拡大固定化し、また、物価上昇による生活苦が続いている現在において、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性は益々増している。

今回の生活保護基準引下げは生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされたものである。国側の根拠だった4.78%の物価下落はその根拠が崩れ、国は控訴審で主張を変遷させるに至った。このことから生活保護基準引下げには十分な根拠が存在しなかったことが分かる。そのような中、裁判所が少数者の人権擁護という司法の職責を果たしたもので極めて高く評価できる。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、上告せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上